

職員等が本規程に反した場合は、就業規則の罰則規定によるものとする。

(暴力団の排除)

第26条 当事業所の運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

2 管理者または当該管理者の権限を代行しうる地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用者定員を超えて受け入れしない。

2 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、利用者が見やすい箇所に掲示する。

3 上記、本運営規程に記載のない事項については、そのつど介護保険関連政省令及び通知を基準として対処するものとする。

付 則

この運営規程は、令和4年10月1日より施行する。

介護医療院ケアヴィラ伊丹（介護予防）通所リハビリテーション 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人尚和会が開設する介護医療院ケアヴィラ伊丹（介護予防）通所リハビリテーション事業所（以下「当事業所」という。）が実施する（介護予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 （介護予防）通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅介護の支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当事業所では、医療及び介護福祉において、地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当事業所では、利用者が居宅生活において自律し活動できるよう、また地域・社会に参加し過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

（運営主体の名称及び所在地等）

第4条 運営主体の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 名称 | 介護医療院 ケアヴィラ伊丹 |
| (2) 開設年月日 | 令和4年10月1日 |
| (3) 所在地 | 兵庫県伊丹市大野1丁目3番地2 |
| (4) 電話番号 | 072-777-1165 |
| FAX番号 | 072-777-7050 |
| (5) 介護保険指定番号 | 28B3300013 |

（従業者の職種、員数）

第5条 従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

	常勤換算
(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人以上
(3) 介護職員又は看護職員	4人以上
(4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1人以上
(5) 管理栄養士	1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市区町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、（介護予防）通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、（介護予防）通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 (介護予防)通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 (介護予防)通所リハビリテーションの利用定員数は、40人とする。

((介護予防)通所リハビリテーションの事業内容)

第9条 (介護予防)通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーションにおいて以下、各号の加算項目を実施する。
 - (1) リハビリテーション提供体制加算
 - (2) サービス提供体制強化加算
 - (3) 入浴介助加算
 - (4) リハビリテーションマネジメント加算
 - (5) 短期集中個別リハビリテーション実施加算

- (6) 栄養アセスメント加算
- (7) 中重度者ケア体制加算
- (8) 科学的介護推進体制加算
- (9) 介護職員処遇改善加算
- (10) 介護職員等特定処遇改善加算

6 予防通所リハビリテーションにおいて以下、各号の加算項目を実施する。

- (1) サービス提供体制強化加算
- (2) 運動器機能向上加算
- (3) 栄養アセスメント加算
- (4) 事業所評価加算
- (5) 科学的介護推進体制加算
- (6) 介護職員処遇改善加算
- (7) 介護職員等特定処遇改善加算

(記録の保存年限)

第10条 利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管する。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食材料費、レクリエーション行事費、おむつ代、その他の費用を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

伊丹市

宝塚市・川西市（阪急宝塚線以南）

(身体の拘束等)

第13条 サービス提供に当たっては、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療力に記録すると共に、家族等に状況報告を行うものとする。

(虐待防止等)

第14条 サービス提供に当たって、利用者の人権の擁護、虐待の発生、又は、その再発を防止するため、次の各号で定める事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、毎月1回委員会を開催すると共に、その結果について全職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止に関する研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる項目を適切に実施するため責任者を設置する。

(褥瘡対策等)

第16条 サービスの提供に当たって、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用に当たっての留意事項)

第15条 (介護予防) 通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙は、原則禁止とします。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用することとします。本来の用法以外の使用により破損等が生じた場合は利用者が弁償することとします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、施設の許可を得ることとします。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みはお断りすることとします。但、利用者のお小遣い等小額の金銭については、事務所に立て替えて後日精算請求することとします。
- ・ (介護予防)通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は法令により禁止されております。但、緊急を要する場合にはその家族及び指定居宅支援事業者に連絡し、その指示に従うこととします。
- ・ 利用者及びその家族等による、他の利用者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ ペットの持ち込みや、施設内での飼育はお断りすることとします。
- ・ 他の利用者及び当事業所また職員への迷惑行為(各ハラスメント等)は禁止することとします。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、介護医療院職員、又は事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立会う。
- (4) 災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、介護医療院及び事業所の職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても「同一建物内で運営する介護医療院、グループホーム等、事業に係る消防防災マニュアル」に準じて対処する体制をとる。
- (8) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当診事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第20条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、自己研鑽、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第21条 当事業所は、サービス提供職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第22条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人尚和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第23条 職員は、労働基準法、労働安全衛生規則に準じた健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第24条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、関係法令及び諸規則に準じて衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第25条 職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。尚、